

## 関係法令等

法令等	内 容	問合せ先
<p>○建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)</p> <p>○札幌市建築基準法施行条例 (昭和 35 年条例第 23 号)</p> <p>○札幌市建築基準法施行細則 (昭和 35 年規則第 33 号)</p>	<p>建築基準法に適合するよう施設の設置等を行うことが必要。</p>	<p>札幌市都市局建築指導部 建築確認課 電話 011-211-2846</p> <p>管理課 電話 011-211-2859</p> <p>道路確認担当課 電話 011-211-2864</p>
<p>○消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)</p> <p>○札幌市火災予防条例 (昭和 48 年 6 月 29 日条例第 34 号)</p> <p>○札幌市火災予防規則 (昭和 48 年 9 月 27 日規則第 64 号)</p>	<p>消防法に適合するよう施設の設置等を行うことが必要。</p>	<p>札幌市消防局予防部指導課 電話 011-215-2050</p>
<p>○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） (平成 18 年 6 月 21 日号外法律第 91 号)</p> <p>○札幌市福祉のまちづくり条例 (平成 10 年 12 月 15 日条例第 47 号)</p> <p>○札幌市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成 11 年 2 月 9 日規則第 3 号)</p>	<p>条例の対象となる施設は、建築確認申請書を提出する 14 日前までに事前協議が必要。</p>	<p>札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867</p>

法令等	内容	問合せ先
<p>○駐車場法 (昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号)</p> <p>○札幌市駐車場条例 (昭和 41 年 2 月 17 日条例第 2 号)</p> <p>○札幌市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例 (昭和 40 年 7 月 11 日条例第 20 号)</p> <p>○札幌市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例施行規則 (昭和 40 年 11 月 17 日規則第 57 号)</p> <p>○札幌市共同住宅等における駐車施 設の設置に関する指導要綱</p>	<p>法及び条例の対象と なる建築物は、建築 確認申請書に届出書 等を添えて提出する ことが必要。</p>	<p>札幌市市民まちづくり局 総合交通計画部交通計画課 電話 011-211-2275</p> <p>札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867</p> <p>建築確認課 電話 011-211-2846</p> <p>管理課 電話 011-211-2859</p>
<p>○自転車の安全利用の促進及び自転車 等の駐車対策の総合的推進に関する 法律 (昭和 55 年 11 月 25 日法律第 87 号)</p>	<p>一定の用途と規模の 施設は、駐輪場の設 置が必要。</p>	<p>札幌市市民まちづくり局 総合交通計画部交通施設担当 課 電話 011-211-2275</p>
<p>○札幌市自転車等駐車場の設置等に関 する条例 (平成 13 年 10 月 2 日条例第 30 号)</p> <p>○札幌市自転車等駐車場の設置等に関 する条例施行規則 (平成 14 年 1 月 17 日規則第 1 号)</p>		<p>札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867</p> <p>建築確認課 電話 011-211-2846</p>
<p>○札幌市中高層建築物の建築に係る紛 争の予防と調整に関する条例 (平成 12 年 3 月 31 日条例第 32 号)</p> <p>○札幌市中高層建築物の建築に係る紛 争の予防と調整に関する条例施行規 則 (平成 12 年 7 月 21 日規則第 65 号)</p>	<p>高さが 10 メートルを 超える建築物が対象 となる。確認申請の 30 日前までに建築計 画の概要を記載した 標識を設置し、近接 住民に建築計画の概 要等を説明すること 等が必要。</p>	<p>札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867</p>

法令等	内容	問合せ先
<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日号外法律第 137 号)</p> <p>○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例 (平成 4 年 12 月 14 日条例第 67 号)</p> <p>○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則 (平成 5 年 3 月 26 日規則第 9 号)</p>	<p>一定規模以上の建築物に係る廃棄物の保管場所について、あらかじめ市長に届出が必要。</p>	<p>札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 電話 011-211-2927</p>
<p>○都市緑地法 (昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号)</p> <p>○札幌市緑の保全と創出に関する条例 (平成 13 年 3 月 6 日条例第 6 号)</p>	<p>敷地面積の一定割合以上を緑化すること及び建築確認申請書に許可書を添えて提出することが必要。 本件土地の種別は業務系市街地。</p>	<p>札幌市環境局みどりの推進部 みどりの管理課 電話 011-211-2536</p>
<p>○エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法） (昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号)</p>	<p>特定建築物の新築に際し届出義務がある。</p>	<p>札幌市都市局建築指導部 建築確認課 電話 011-211-2846</p>
<p>○屋外広告物法 (昭和 24 年 6 月 3 日号外法律第 189 号)</p> <p>○札幌市屋外広告物条例 (平成 10 年 10 月 6 日条例第 43 号)</p> <p>○札幌市屋外広告物条例施行規則 (平成 11 年 3 月 25 日規則第 21 号)</p>	<p>屋外広告物を提出する場合、市長の許可が必要。</p>	<p>札幌市白石区土木部 維持管理課 電話 011-864-8125</p>
<p>○景観法 (平成 16 年 6 月 18 日号外法律第 110 号)</p> <p>○札幌市都市景観条例 (平成 19 年 12 月 13 日条例第 54 号)</p> <p>○札幌市都市景観条例施行規則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 30 号)</p>	<p>一定の規模及び高さを超える建築物及び擁壁等の新築等は、あらかじめその内容を市長に届出ることが必要。</p>	<p>札幌市市民まちづくり局 都市計画部地域計画課 電話 011-211-2545</p>

法令等	内容	問合せ先
<p>○電波法 (昭和 25 年 5 月 2 日号外法律第 131 号)</p>	<p>一定の高さを超える建築物及び構造物は、事前協議等が必要となる場合がある。</p>	<p>総務省北海道総合通信局 無線通信部陸上課 電話 011-709-2311 (内 4644)</p>
<p>○大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 6 月 3 日号外法律第 91 号)</p>	<p>小売業を行う店舗面積が一定以上のものは事前届出が必要。</p>	<p>札幌市経済局産業振興部 産業振興課 電話 011-211-2372</p>
<p>○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号)</p> <p>○札幌市生活環境の確保に関する条例 (平成 14 年 3 月 6 日条例第 5 号)</p> <p>○札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則 (平成 15 年 2 月 3 日規則第 4 号)</p>	<p>地下水の採取に関する規制等がある。</p>	<p>札幌市環境局環境都市推進部 環境対策課 電話 011-211-2882</p>
<p>○札幌市雨水流出抑制に関する指導要綱</p>	<p>雨水流出量が多い大規模施設を設置する前に、雨水流出抑制施設の設置について協議が必要。</p>	<p>札幌市建設局下水道河川部 下水道計画課 電話 011-818-3441</p>
<p>○札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱</p>	<p>飲用井戸及び受水槽方式の給水設備を設ける建築物に適用される。建築確認を受ける前に協議が必要。</p>	<p>札幌市保健福祉局保健所 環境衛生課 電話 011-622-5165</p>
<p>○給水装置工事設計施工指針</p>	<p>4・5 階で直結給水を受けようとする場合及び受水槽容量を決める場合、建築確認申請書提出前に協議が必要。</p>	<p>札幌市水道局給水部給水課 審査窓口 電話 011-211-7081</p>

法令等	内 容	問合せ先
○札幌市地下鉄駅出入口設置業務 要領書	地下鉄出入口を建物等に併設する場合、事前調整や協定締結等が必要。	札幌市交通局高速電車部 業務課 電話 011-896-2744
上記のほか、建築物の用途や設備等により法令、要綱及び指導指針の対象となる場合がある。		